

令和4年度 第3回木更津市スポーツ推進審議会 会議録

- 1 日時 令和5年2月22日（水）午後3時00分から午後3時40分
- 2 場所 木更津市役所 駅前庁舎 防災室・会議室
- 3 出席者
委員
神谷 信久 委員、高浦 保男 委員、出口 雅志 委員、渡辺 憲子委員、鳥飼 孝父 委員、
齋藤 和久 委員
事務局
田中副市長、鶴岡健康こども部長、阿津スポーツ振興課長、村田係長、渡邊主任主事、
吉田主事、平根事務員
- 4 傍聴人 なし
- 5 次第
議題
議案第1号 第2次木更津市スポーツ推進計画について

●審議会

開 会

（吉田主事）

定刻となりましたので、只今から、「令和4年度第3回木更津市スポーツ推進審議会」を開会いたします。

私は、本日、進行役を務めさせていただきます。スポーツ振興課の吉田でございます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

次に、本日の配布資料を確認させていただきます。本日の配布資料は次第、席次表、名簿、審議会資料となっております。不足などはございませんでしょうか。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

始めに、副市長の田中から御挨拶申し上げます。

（田中副市長）

－ 田中副市長 挨拶 －

（吉田主事）

ここで副市長は、一旦、中座させていただきます。

－ 副市長、退室 －

（吉田主事）

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

議事進行は会長が行うこととなっておりますので、これからの議事進行は木更津市スポーツ推進審議会条例第7条第1項の規定により神谷会長に議長をお願いいたします。

(神谷会長)

会長の、神谷です。 改めまして、よろしく申し上げます。
初めに、本日の出席者等について、事務局から報告をお願いします。

(吉田主事)

出席者について、御報告いたします。
本日は、委員9名中、6名が出席されております。

(神谷会長)

委員9名中、6名が出席されているとのことです。
過半数の出席がありますので、木更津市スポーツ推進審議会条例第7条第2項の規定により、
本会議は成立しますので、報告します。
次に、審議会等の会議につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に
より、原則「公開」となりますことをご承知ください。
事務局は、傍聴希望者がいらっしゃいましたら案内をしてください。

(吉田主事)

傍聴を希望される方は、今のところおりません。

(神谷会長)

それでは、本日はお手元の次第のとおり、議案が1件となっております。
皆様の御協力をいただきながら、議事を進行してまいりたいと思いますので、御協力方、よろしく
お願いします。
それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「第2次木更津市スポーツ推進計画について」
を議題とさせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

(村田係長)

それでは、令和4年11月28日付け、木更津市長より諮問されております、「第2次木更津市ス
ポーツ推進計画について」ご説明いたします。
まず、第3回審議会資料1ページをご覧ください。諮問書の写しを添付しておりますので、御確認
ください。
続きまして、2ページをご覧ください。
提案理由 及び スポーツ基本法 並びに木更津市スポーツ推進審議会条例の関係条文の抜粋を記載
しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。
続きまして、概要のご説明をさせていただきます。この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に
基づく「地方スポーツ推進計画」に位置づけられるもので、市民の誰もが、日常的にスポーツに親し
むことができるよう、本市のスポーツ振興の指針として、策定いたしました第1次計画が今年度をも
って計画の最終年度となることから改定しようとするものでございます。

次に、経緯について、ご説明いたします。書面開催とさせていただきました、令和4年度第2回スポーツ推進審議会におきまして、「第2次木更津市スポーツ推進計画（素案）」についてご説明をさせていただきましたが、その後、令和5年1月5日から2月3日までの1か月間、木更津市意見公募、パブリックコメント制度を実施いたしましたところ、2件の御意見をいただきました。

パブリックコメントの結果に関する詳細につきましては、今後、公表となりますが、概要と対応について、申し上げます。

まず1点目『「生涯スポーツの推進」は、私たち市民に関わりの深い部分でありますので、主な取り組みについて、目標値を含めて示していただければと思います。』との御意見に対しましては、「意見のとおり、数値目標を設定することで、計画の評価を行うことが可能となるため、主な事業及び取り組みについて、改めて整理するとともに、指標の設定」をいたしました。

別冊「第2次木更津市スポーツ推進計画（案）」の14ページ及び17ページをご覧ください。

「主な事業及び取組」の表について、全体的に見直しを図ったうえ、整理するとともに、事業、取り組みにつきまして、指標を設定いたしました。これは、令和3年度を現状値として記載するとともに、計画最終年度であります、令和9年度に目標値を設定し、評価を行えるようにしたものです。

つづきまして、2点目、「学校部活動の地域移行に関連して、合理的で効率的な部活動の推進を図るため、地理的制約を超えた、生徒、指導者間のコミュニケーションや指導が可能となるICTの活用推進」に関する提言があり、これにつきましては、11ページをご覧ください。

後段に、「ICT（情報通信技術）を活用した遠隔指導等による競技力の向上やリモートによる双方向的な交流を生むスポーツの機会の提供について、調査・研究します。」と追記いたしました。

以上、頂戴いたしました2点のご意見を元に、素案を改定してございます。

続きまして、25ページ以降をご覧ください。資料編、といたしまして、令和4年度第1回スポーツ推進審議会、においてご説明いたしました「木更津市スポーツに関する意識調査の結果」について記載いたしました。

40ページ及び41ページをご覧ください。こちらには、木更津市体育施設の概要を記載いたしました。また、42ページ以降には、関係のスポーツ団体や、制度、取り組み等について記載いたしました。

以上のような改定、追記をもって、計画（案）を作成し、今回、御会へ提出したものでございます。

つづきまして、内容の御説明に移らせていただきます。

別冊「第2次木更津市スポーツ推進計画（案）」の、1ページをご覧ください。

第1章の「計画の策定にあたって」でございしますが、「計画の背景」として、国と県の状況を記載し、「計画におけるスポーツの範囲」では、目的意識をもって行う運動、身体活動をスポーツとして定義しております。

第2次計画につきましては、第1次計画の基本理念や基本目標は踏襲し、国の第3期スポーツ基本計画及び第13次千葉県体育・スポーツ推進計画を参酌するとともに、本市の総合計画や他の分野別計画との整合性を図りながら、本計画を策定しようとするものでございます。

2ページをご覧ください。

計画におけるスポーツの範囲といたしましては、「競技スポーツ、軽スポーツ、野外活動、レクリエーションの他、心身の健康のために目的意識を持って行う運動、身体活動をスポーツとすること。」としております。

4ページをご覧ください。

本計画は、木更津市総合計画の実現に向けた個別計画で、計画期間は令和5年度から9年度までの

5年間でございます。

5ページをご覧ください。

令和4年3月に実施をいたしました「スポーツに関する意識調査から見た現状と課題」について、記載してございます。(1) スポーツ実施率につきましては、第1次スポーツ推進計画において「市民(20歳以上)の週1回以上のスポーツ実施率」について65%を目標に掲げておりましたが、令和4年3月に実施した意識調査では、週に1回以上スポーツをする人の割合が34%となっており、第1次スポーツ推進計画策定時の45%より低下しており、目標値を達成できておりません。年齢層別に見てみると、働き盛り、子育て世代である40歳台の実施率が最も低いことが分かりました。こうした働き盛り、子育て世代が参加しやすく、家族連れでも楽しめるような教室などの事業展開が必要となるところでございます。

6ページをご覧ください。

(2) 現在行っているスポーツの種類につきましては、過去1年間にスポーツを行ったと回答した人に、行ったスポーツ、運動を伺ったところ、『「歩く」「走る」スポーツ』との回答が多く、次いで「球技」、「体を伸ばしたり、音楽やリズムに合わせて体を動かすスポーツ」となっております。

なお、項目で一番多かった回答は「ウォーキング、散歩」となっております。

(3) スポーツをしない理由につきましては、過去1年間にスポーツを行わなかったと回答した人にその理由を伺ったところ、「仕事、家事、育児、介護、勉強などで忙しく時間がとれなかったため」と回答した人が最も多い結果となりました。

また、「新型コロナウイルス感染の懸念から外出を控えたため」と回答した人も次いで多く、新型コロナウイルス感染症の影響も大きいことが分かります。

今後も、時間を見つけて、スポーツを行うきっかけづくりが重要であり、習慣化するよう啓発を続けて行く必要がございます。

7ページをご覧ください。

第2章の「目指す将来像と基本目標」につきましては、引き続き、「スポーツを楽しみいきいきと暮らすまち きさらづ」を基本理念に掲げ、この基本理念の実現に向けて、「生涯スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」、「スポーツを活かしたまちづくり」、「施設の整備と活用」の4つを基本目標に掲げております。

9ページをご覧ください。

ただ今、申し上げました基本理念、基本目標の施策体系図を掲げてございます。4つの基本目標に向け、9つの基本施策を位置づけしております。

10ページをご覧ください。

第3章 今後5年間に取り組む施策でございますが、「1. 生涯スポーツの推進」については、20歳以上の市民の週1回以上のスポーツ実施率を現状の34%から国の目標の70%に引き上げることを指標として、子どものスポーツ活動の推進、青年期・壮年期のスポーツ活動の推進、高齢者・障害のある人のスポーツ活動の推進について、各事業に取り組んでまいります。

(1) 子どものスポーツ活動の推進について、現状や課題では、子どものスポーツ推進に大きな役割を果たしているスポーツ少年団は、登録団数が減少の一途をたどっており、今後の団員や指導者の確保が懸念されることと、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月中央教育審議会)の中において、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされ、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」(令和4年6月6日)に

において、令和5年度以降に、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行することを基本とするこの提言がなされていることを記載いたしました。

11ページをご覧ください。

施策の方向性では、「チャレスポ in KISARAZU」として、児童とその保護者を対象に、多様なスポーツに触れるイベントを開催し、スポーツを始める機会とするとともに、継続的にスポーツを実施するきっかけを作ります。

また、学校部活動の段階的な地域移行や、地域のスポーツ団体等との連携・協働、及び合理的で効率的な学校部活動を支援する内容を追記しました。

12ページをご覧ください。

(2) 青年期・壮年期のスポーツ活動の推進については、日常生活の中で「歩く」「運動する」などの身体活動を推進し、運動習慣の獲得を図ることを目的とした歩数計健康アプリ機能「らづFit」の普及啓発に努める内容を記載いたしました。

14ページをご覧ください。

(3) 高齢期・障害のある人のスポーツ活動の推進については、「誰もが気軽に運動に取り組める施設の整備及び改善に努め、積極的にスポーツや運動ができるよう、スポーツレクリエーションに関する情報の提供を促進する。」旨、明記いたしました。

18ページをご覧ください。

スポーツを活かしたまちづくりについて、でございますが、(2) スポーツ大会の開催と誘致としては、大規模なスポーツイベントの開催などにより、引き続き、スポーツの振興や地域活性化に取り組んでまいります。

19ページをご覧ください。

施策の方向性に、大規模スポーツ大会に出場する「する」スポーツ、ボランティアとして「ささえる」スポーツと競技を観戦する「みる」スポーツに加え、「スポーツの楽しさや喜び、効果などを知るといった「知る」スポーツの推進」を追記いたしました。

(3) スポーツツーリズムの推進について、本市では東京2020（にーまるにーまる）オリンピック・パラリンピック大会に出場のナイジェリア選手団事前キャンプ地として、重要な役割を果たした。旨明記いたしました。

また、オリンピック・パラリンピックレガシーの継承に取り組み、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の有形・無形のスポーツレガシーの継承に努める旨追記いたしました。

21ページをご覧ください。

4 施設の整備と活用について、でございますが、市営スポーツ施設の利用者数、現状197,589人を令和9年度（目標値）427,000人と設定いたしました。

施策の方向性といたしまして、「木更津市公共施設予約システム」の更なる利用周知を図り、施設利用者数の増加を図ること、長寿命化計画を策定し、体育館、弓道場、野球場、テニスコート及び陸上競技場など、様々なスポーツ施設の計画的な整備、改修を図ること、節電やLED化を始めとした脱炭素化、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みを継続するとともに、新たな施設の計画時はZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の方針を踏まえた設計に努める旨、追記いたしました。

また、条例の改正内容を盛り込み、「早朝・夜間等、施設の利用時間を拡張することで、市民のニーズに合った環境の提供に努める。」旨追記いたしました。

22ページをご覧ください。

(2) 既存施設の有効活用といたしまして、近年、猛暑による熱中症への危険が高まっていることか

ら、体育施設の利用者や利用団体に対して熱中症への備えを周知するとともに、体育施設の改修時等には必要な対策を検討する旨追記いたしました。

以上、第2次木更津市スポーツ推進計画（案）の概要となります。

最後に、スポーツ基本法第10条第2項に「特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されておりますことから、2月14日開催の定例木更津市教育委員会会議に本計画（案）をもって、意見照会をいたしましたところ、「意見なし」との回答をいただいているところでございます。

御説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

（神谷会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、御質問、御意見がございましたらお願いします。

（渡辺委員）

部活動の地域移行に関して、子どもや家庭の費用負担は増えるのでしょうか。

（阿津次長）

学校部活動の地域移行については、色々と課題整理が急務となっております。その中で、渡辺委員のご質問であった費用負担も課題の一つとなります。部活動の地域移行でありますので、必ずしも学校施設を利用する必要はなく、外部施設の利用をする場合など、会費や保険を始め、原則的に生徒、家庭の経済負担は発生するものとの認識でございます。

ただし、競技や活動場所等、状況により、負担額は異なると考えられますが、制度の運用や具体的な検討はこれから、ということになるかと考えております。

制度や具体的な運用については、原則として3年かけて進めていくこととなります。

（神谷会長）

他に御質問はございませんか。

（出口委員）

今の地域移行について、意見を述べさせていただきます。

今、次長の方から3年間をかけて地域移行を進めていくという話がありましたが、現実を考えると3年間でもかなり難しいと感じております。国の方からも地域の実情を踏まえながら実態に合わせて3年間で行うよう示されておりましたが、少しずつであれ、着実に進んでいくことになることは間違いないと思います。それに伴いまして、推進計画内、18ページにあるような地域にあるスポーツ活動が推進されるよう、総合型地域スポーツクラブに関する設立支援していただくことや、11ページにあるような、地域のスポーツ団体との連携、協働で学校部活動の支援をお願いしたい。小中体連も必要な情報提供や、様々な形で協力していきたいと考えておりますので、計画に書かれていることについて、推進していただくようお願いいたします。

(神谷会長)

他に御質問はございませんか。

(高浦委員)

21ページの施設の整備、活用についてですが、令和3年度の現状値から令和9年度の目標値が倍以上となっております。また、同ページに記載のある木更津市スポーツに関する意識調査では施設の数「足りている」または「どちらかというと足りている」と回答した人の合計が11%、「足りていない」または「どちらかというと足りていない」と回答した人の合計が41%となっており、施設が足りていないと考えている人が多くなっており、施設を増やしていくことが必要だと考えております。そのうえで、私は武道を行っているので、それに紐づけて申し上げると、空手道、剣道、柔道、相撲など、武道で活動している団体が多いことと、武道館ができれば体育館の柔剣道場の調整も容易になることを考慮すると、武道館を建設する必要があるのではないかと考えておりますが、建設予定はあるのでしょうか。

(阿津次長)

まず、1つ目にいただいた質問であるスポーツする場所が少ないという件に関しまして、木更津市営江川総合運動場の拡張整備が進み、令和5年4月には硬式野球場規格であります、第1野球場の供用開始が、また、8月にはサッカー場の供用開始を控えているところでございます。

引き続き、スポーツ実施率の向上のためにも、広く、皆様に使用していただけるよう、施設整備及び修繕に努めて参りたいと考えております。

21ページにございます令和3年度の現状値についてですが、コロナウイルス感染症の拡大が大きく影響しており、例年と比較しましても低い水準となっております。5年後の目標値を立てたところでございますが、引き続き体育施設や、広場、学校開放などの利用を推奨していきたいと考えております。

2つ目にいただいた武道館の件ですが、今年度行われた9月議会でもご質問を頂き、その際の質問内容としては、今後、吾妻公園の整備が予定されており、その中に弓道場の建設が含まれているが、弓道場の移転に合わせて武道館を建設する予定がないかというものでした。

これに対して、弓道場については解体する予定があり、弓道という競技の特性上、行う場所が限定されていることから新設する必要があり、公共施設再配置計画の中に入れて対応していくこととなった経緯がある旨回答いたしました。

武道場の設置につきましては、現在のところ、具体的な建設に向けた計画があるという状況にはございません。今後、公共施設再配置計画との整合性を図りながら、木更津市における施設の再配置計画を踏まえ、既存の体育施設の建て替え等の際に、長期的な視点に立ち検証、検討して参りたいと考えているところでございます。

(神谷会長)

他に御質問はございませんか。

(鳥飼委員)

施設の建設について、ハードルの高いものではなく、空いていればいつでも使用できる施設の配置を検討していくのも重要であると感じております。また、地域の町内会では、公園の利用率が少ない

との意見も出ておりました。そのため、公園で子どもたちが遊べる遊具を増やすなどの対応も必要であると考えております。

(阿津次長)

昨年開催した「チャレスポ inKISARAZU」でも活用しましたが、鳥居崎公園には3x3のバスケットボールコートがございます。イベントで使用した際には盛況でしたが、その際、照明設備を付けるなどして施設を長時間、使用できるような整備も必要なのではないかといったご意見もあり、検討が必要であると思っております。

また、江川総合運動場の新野球場、サッカー場の供用開始に伴って施設の利用時間延長に関する条例の一部改正を行いました。これにより、今まで施設は午前8時半からの使用としておりましたが、午前6時から使用ができることとなります。

その他、利便性を高める手段については今後も検討していきたいと考えております。

(出口委員)

早朝から使用ができるのはいつからになるのでしょうか

(村田係長)

江川総合運動場の拡張整備に伴って条例の一部改正を行いました。併せて、状況に応じて早朝から、もしくは夕方まで使用できるよう改正を行いました。これにより、ナイター設備がなく、日没が早く、日が短い時期については今までと同様、午前8時30分から午後5時までを施設利用可能時間とし、日没までが長くなってきた際には、午前6時から、又は午後7時30分までの間で、支障がないと判断した場合、使用ができることとしております。

(出口委員)

江川総合運動場に関わる施設のみという認識でよろしいでしょうか

(村田係長)

木更津市宮野球場、江川総合運動場野球場、陸上競技場については、既に支障のない範囲で利用可能時間の拡張を行っております。4月1日から利用可能時間の拡張を予定いたしますのは、江川総合運動場庭球場、4月から共用開始予定の硬式規格の野球場、新設される管理棟が対象となっております。

(齋藤委員)

ナイター設備ができるということでしょうか

(村田係長)

江川総合運動場では航空法等の制限があることから、ナイター設備の設置はできません。そのため、明るい時間帯のみ施設の使用を拡張しようとするものでございます。

(鳥飼委員)

新野球場については、高校野球の練習試合などは利用ができるのでしょうか。

(阿津次長)

新野球場は、高校野球、地方大会などで使用していただければという目的で建設をしておりますので利用可能でございます。

(神谷会長)

他に質問はございませんか。

ないようですので、議案第1号「第2次木更津市スポーツ推進計画について」を了承し、適当と認める、ということでよろしいでしょうか。了承する方は、挙手をお願いいたします。

－ 挙手全員 －

挙手全員でございますので、本会は了承し、適当と認めることといたします。
事務局に答申案を作成させますので、暫時休憩といたします。

－ (事務局) 答申案を作成。配布 －

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、事務局から配付のありました「答申書(案)」でございますが、この案でよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

－ 挙手全員 －

挙手全員でございますので、原案のとおり答申することといたします。木更津市長へ答申いたしますので、事務局は準備をお願いします。準備が整うまで、再度、休憩といたします。

－ 副市長入室後、全員着席 －

休憩を取り消し、会議を再開します。

それでは、木更津市長より諮問されております。議案第1号「第2次木更津市スポーツ推進計画について」答申いたしたいと思っております。

－ 神谷会長 議長席の前に移動 －

－ 副市長 議長席前に移動する －

それでは、答申文を朗読いたします。

第2次木更津市スポーツ推進計画について(答申)令和4年11月28日付け木ス第1035号で諮問されました第2次木更津市スポーツ推進計画について、別冊のとおり答申いたします。今後、木更津市がこの答申を踏まえ、スポーツ推進施策を展開されますよう期待します。

それでは、答申文を交付します。

－ 田中副市長が答申文を受領 －

(田中副市長)

ありがとうございました。

－ 神谷会長、副市長、自席に戻る。 －
－ 事務局、副市長から答申文を受領 －

(吉田主事)

ここで、副市長は次の公務のため、退席させていただきます。

－ 副市長退室 －

(神谷会長)

「その他事項」にうつります。事務局より報告をお願いいたします。

(村田係長)

「その他事項」につきまして、特段ございません。

(神谷会長)

ないようですので、これで本日の会議を終了したいと思います。

以上で、議長の任を解かさせていただきます。委員の皆様、御協力ありがとうございました。
進行を事務局にお返しします。

(吉田主事)

委員の皆様、長時間の御審議、ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和4年度第3回木更津市スポーツ推進審議会を終了いたします。

お疲れ様でございました。